

監査の結果

1 監査対象部等 議会事務局

2 監査の対象課等の主な事務

(1) 議会総務課

厚木市議会事務局規程第3条に規定する所掌事務。

3 監査の方法

財務に関する事務の執行を主に、事務事業が適正かつ効率的に行われているかについて、対象期間（平成31年4月1日から令和元年10月31日まで）における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

なお、松田則康監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産・物品の管理に関する事務
- (5) 庶務その他事務

4 監査を行った期間

令和2年1月7日から令和2年1月30日まで

5 監査の結果

平成31年4月1日から令和元年10月31日までに執行された監査対象課における収入事務、支出事務、契約事務、財産・物品管理事務、庶務その他事務については、条例及び規則等に基づき、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意・検討すべき事項については、口頭により指導した。